

徳島自治区住民の皆様

大分市長 足立 信也

## 製品プラスチックの再商品化に係る実証事業住民説明会について

平素より市政の推進につきまして、格別なるご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、家庭から排出されるプラスチック容器包装廃棄物（資源プラ）は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、分別収集、再商品化が進められてきましたが、資源プラ以外のプラスチック使用製品廃棄物（製品プラ）は、燃やせるごみとして処理しています。

このような中、プラスチックの分別ルールの簡素化、及びプラスチック資源収集量の拡大を図ることを目指し、令和 4 年 4 月 1 日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）」が施行され、製品プラのリサイクルを可能とする仕組みが設けられました。

本市としても製品プラの収集及び再商品化については喫緊の課題となっていることから、徳島自治区において実証事業を行うことといたしました。

つきましては、下記の通り住民説明会を開催いたしますので、ご参加いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

### 記

- 1 日時 令和 6 年 8 月 2 日（金） 19 時から（30 分程度）  
令和 6 年 8 月 3 日（土） 19 時から（30 分程度）  
令和 6 年 8 月 4 日（日） 19 時から（30 分程度）

※ご都合のよろしい日時にご参加ください。

- 2 場所 徳島公民館（大分市徳島 3 丁目 5-12）
- 3 概要 別紙の通り

大分市役所環境部  
ごみ減量推進課企画調整担当班  
担当：浅野・槇島  
TEL：097-537-5624  
Email：gomigen@city.oita.oita.jp

# 会場位置図





# 『製品プラスチック分別回収実証事業』へのご協力をお願いします

本実証事業は、現在、燃やせるごみである「プラスチック製品（資源プラを除く）」を、資源物として分別・回収することが可能であるか。また、市民の分別の分かりやすさと、効率的な回収・再資源化の仕組みを検討するために実施します。市民の皆さま方には、大変お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

取組期間は、  
9月～11月27日(水)  
スプレー缶・蛍光灯等の日に  
別々に出してください。

回収日は、令和6年10月2日(水)・10月30日(水)・11月27日(水)の3日間  
従来の資源プラとは別に「製品プラスチックのみ」を分別・回収します！  
配布した透明袋(45ℓ×10枚)に「ステッカー(10枚)」を貼付して出してください。

11月28日(木)以降は、  
実証事業前の通り、  
製品プラスチックは  
燃やせるごみに  
出してね！



＜対象となる製品プラスチックの例＞  
プラスチックだけでできているもので金属の部品や電池類などが含まれないもの。  
透明袋(45ℓ)に入る大きさで、1辺の長さが50cm未満のもの



資源プラの日へ



【本実証事業に関すること】 大分市環境部 ごみ減量推進課 (☎097-537-5687)

# Q&A

- ① なぜ「資源プラ(♻️プラマーク)」と「製品プラスチック」を分けて実証事業をするのですか？**  
従来の資源プラ回収から、さらなるプラスチック資源の回収量の拡大を目指すため、分別の分かりやすさと、効率的な回収・再資源化の仕組みを検討するために実施します。
- ② どのように出したらいいですか？**  
製品プラスチック(裏面参照)は、配布する透明袋(45ℓ)にステッカーを貼付し製品プラスチックのみを入れて、「スプレー缶・蛍光灯等の日」に、ごみステーションに出してください。透明袋(45ℓ)10枚入1セットとステッカー10枚を各世帯に配布しますのでご利用ください。
- ③ プラスチック製であれば、どのようなプラスチックでも出していいですか？**  
製品プラスチックは、金属などを含まない「プラスチックのみ」でできているもので、配布する透明袋(45ℓ)に入る大きさで、1辺が50cm未満のプラスチックを出してください。
- ④ プラスチックだけでできているものかどうか判断できない場合はどうすればいいですか？**  
電気式や機械式など内部に金属や電池類があると思われる場合は、出さないでください。ご不明な場合は、ごみ減量推進課(☎097-537-5687)までお問い合わせください。
- ⑤ 出してはいけないプラスチックはどのようなものですか？**  
金属や電池類などプラスチック以外のものを含んでいるものは出せません。金属部分等を取り除いた後、プラスチックのみの部分であれば出せます。  
リチウムイオン電池等の充電式電池やその他危険物は収集運搬中や工場での処理工程中の火災の原因となりますので、絶対に出さないでください。
- ⑥ 土がついたプリンターや、シールなどが付いているものも出していいですか？**  
プラスチック以外の不純物が付着したままだと、資源としてリサイクルすることができません。可能な範囲で土などの汚れを落としてから出してください。また、ラベルやシールなど、簡単にはがれるものは取ってください。はがれにくいものは、無理にはがさなくても結構です。
- ⑦ 実証事業で分別回収した製品プラスチックなどはどのようにリサイクルされるのですか？**  
リサイクル事業者で、プラスチックの原料等に再資源化する予定です。
- ⑧ 実証事業が終了した後も、製品プラスチックを分別して出してもいいですか？**  
今回の実証事業は表記している期間のみです。実証事業終了後の製品プラスチックは、実証事業前の通り、市の指定有料ごみ袋(黄色)に入れて「燃やせるごみの日」に出してください。残った透明袋等は返却不要です。



大分市からのお知らせ

市ごみ減量・リサイクル推進  
イメージキャラクター  
リサイクルン

徳島自治区の皆様へ

『製品プラスチック分別・回収実証事業』へのご協力をお願い

**下記の期間は製品プラスチックを  
分別・回収します！**

実証事業を行う期間

令和6年10月2日(水)~11月27日(水)  
○製品プラスチック回収日(蛍光灯・スプレー缶等の日と同日)  
**10月2日(水)、10月30日(水)、11月27日(水)の3日間**  
※分別の協力をお願いします。

期間中の製品プラスチックの出し方

○製品プラスチック(裏面参照)は、スプレー缶・蛍光灯等の日に、配布する透明袋(45ℓ)に実証事業ステッカーを貼り、製品プラスチックのみを入れて、スプレー缶等とは別の袋に分けてごみステーションに出してください。

○透明袋(45ℓ)10枚入と、透明袋に貼るステッカー10枚を各世帯に配布します。



**【製品プラスチックとは】**

- ・♻️プラマークがついていないもので、
- 金属や電池類などが含まれないもの
- ・透明袋(45ℓサイズ)に入る大きさのもので、
- 1辺の長さが50cm未満のもの
- ・袋が足りない時は教えてね！



透明袋(45ℓ)10枚入を配布します

お問い合わせ

●本実証事業に関すること  
環境部 ごみ減量推進課 ☎097-537-5687